

奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務 特記仕様書

1 業務名称

奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務委託

2 業務の目的

胆沢ダムにはコロナ禍前において年間7万人以上の観光客等が訪れるなど、胆沢ダム周辺は、魅力的な観光地としてのポテンシャルを有する資源が多数存在している。令和5年度は、胆沢ダム完成から10年の節目を迎える年でもあり、胆沢ダム周辺の新たなグランドデザインの構築を図る必要性も求められている。

また、「奥州いさわカヌー競技場」は全国有数の環境を有すると国内外からの評価も高く、国内で3施設が上限とされている「JOC認定競技別強化センター」への認定が令和4年11月に新たにされたところであり、この認定を契機に、現在、観光施設の位置づけとなっている奥州湖交流館にカヌー競技のトレーニング機能を備えた「(仮称)カヌー競技別トレーニングセンター(以下「トレーニングセンター」という。)」の設置を予定しているところである。

本業務は、市内全域での基本的な方向性の整理に基づく、奥州湖周辺エリアと市内外の周辺エリアとの連携したアウトドアアクティビティの活用策の構築を図るとともに、奥州湖周辺エリアにおける拠点施設としての奥州湖交流館の機能充実と、周辺施設の利活用、連携策を展開し、奥州湖周辺の豊かな自然環境を活かした奥州市ならではのアウトドアアクティビティのメニュー構築、市内外周辺エリアとの連携により、その魅力を市外に発信し、観光誘客の促進などによる交流人口の拡大を図ることを目的とした「奥州湖周辺エリア活用整備構想」を策定するものである。

3 委託業務の履行期間

契約日から令和6年3月22日

4 委託業務の内容

委託業務は、「奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務」に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

なお、この委託業務は、奥州湖周辺エリア活用整備構想策定業務等に必要と思われる事項を明記しており、プロポーザル実施において決定した受託者の企画提案により調整する場合がある。

(1) 市内全域での基本的な方向性の整理に基づく、奥州湖周辺エリアと市内外の周辺エリアとの連携したアウトドアアクティビティの活用整備構想の検討

ア 主にアウトドアアクティビティの活用推進における市内全域での基本的な方向性

- が整理され、それに基づいた奥州湖周辺エリアの位置づけが明確となっていること
- イ 奥州湖周辺エリアでのアウトドアアクティビティの活用を見据えた、市内外周辺エリアとの連携やそれぞれの地域の役割を勘案した活用策であること
 - ウ 観光誘客の促進など交流人口の拡大に向けて、奥州市の食や農産物などの地域資源を絡めた、市外からの人を呼び込むための内容であり、奥州湖周辺エリアの対外的なPR方法を検討すること
 - エ 奥州湖周辺エリアにおける焼石連峰登山、カヌー体験などのウォーターアクティビティのほか、市内外周辺エリアとの連携したサイクルツーリズムなどのアウトドアアクティビティの活用策であること

(2) 奥州湖周辺の地域資源の基礎調査、関連施設等の現地調査による活用策の検討

- ア 地域資源の現状と課題等を分析し、整理した活用策であること
- イ 地域の担い手、関係団体などのほか、胆沢ダム水源地域活性化協議会などの関係機関からの意見聴取を踏まえた活用策であること
- ウ 胆沢ダム周辺の自然資源の活用による春夏秋冬のオールシーズンでの展開を考慮した活用策であること
- エ 奥州湖交流館を奥州湖周辺エリアにおけるウォーターアクティビティの拠点施設とし、胆沢ダム管理支所、ひめかゆ健康の森などの周辺関連施設の利活用を踏まえた連携策であること

(3) 奥州湖交流館にトレーニングセンターの機能を付した再整備方針の検討

- ア カヌー競技のトレーニング機能を備えた再整備方針であり、トレーニングセンターに導入するトレーニング設備の導入内容の具体的な提案であること
 - ※この再整備方針とは、実質的な施設整備の基本設計の位置づけとなり、施設整備の実施設設計業務は別業務となるので、留意のこと。なお、実施設設計業務については、令和6年度以降の実施を予定。
- イ 地域資源の課題等を整理したうえで、奥州湖周辺エリアにおけるウォーターアクティビティの拠点となる施設整備に向けた具体的な提案であること
- ウ 施設の管理、運営方法について検討を図ること

(4) 成果品の作成

- ア 奥州湖周辺エリア活用整備構想（A4版、上限100頁程度）
- イ 奥州湖周辺エリア活用整備構想概要版（A4版、上限10頁程度）
- ウ 奥州湖周辺エリア活用整備構想によって目指すべき将来的なイメージ図
- エ 業務報告書

5 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置のこと。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時、市担当部署との打ち合わせを行い、確実に対応ができるようにすること。

- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様である。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、市担当部署と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに市担当部署が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で奥州市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

7 担当部署

【活用整備構想の全般に関すること】

〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り1番8号

奥州市協働まちづくり部生涯学習スポーツ課

電話:0197-34-2498

電子メール:shousupo@city.oshu.iwate.jp

【公募型プロポーザルに関すること】

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市政策企画部政策企画課

電話:0197-34-2125

電子メール:seisaku@city.oshu.iwate.jp